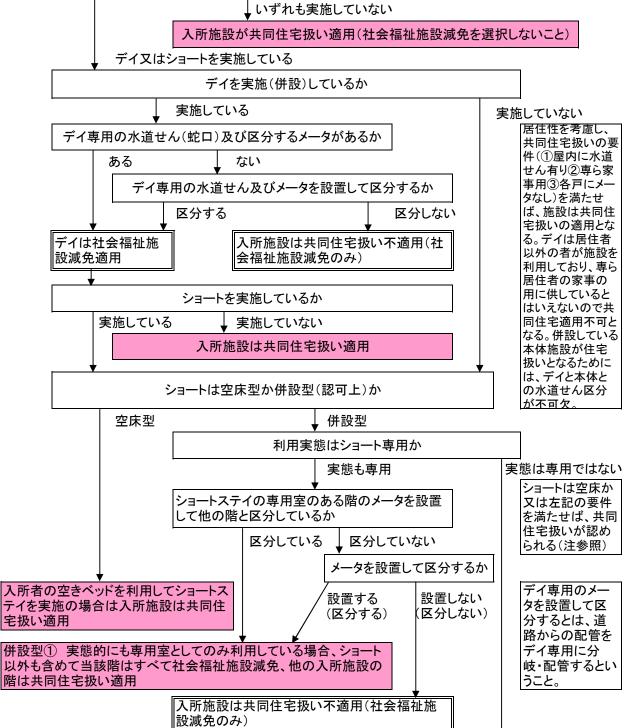
別紙2 社会福祉施設(民設・入所)における水道料金に係る共同住宅扱い適用チャート図 デイ又はショートのいずれかを実施しているか ↓ いずれも実施していない



併設型② 施設認可上は専用室となっているが利用者の要介護状態が異なる等処遇上の理由から専用室ではなく、ショート以外の入所者と混在している場合、入所施設全体が空床型とみなされ、共同住宅扱い適用

- 〇共同住宅扱い適用:おおむね1/2を減額する制度(上記網掛部分)。
- 〇社会福祉施設減免:水道料金は、基本料金及び従量料金の合計額に100分の105を乗じて得た額の10%を減額。下水道の減額割合は区部は20%だが、市部は市町村によって異なる(上記二重線囲み部分)。
- (注)1 このチャート図は都内の水道料金の取扱いを整理する流れを示したものです。
 - 2 共同住宅扱い又は社会福祉施設減免の適否は当該施設を水道局が調査した上で決定されます。
 - 3 施設運営方法については、各所管官公庁の指導に従ってください。

(作成:東京都社会福祉協議会)